

NPO法人子どもシェルターモモ 御中

NPO法人子どもシェルターモモの第三者評価

総評

(2025年12月1日(月) 実施分)

2026年2月

総 評

【評価できる点】

- 利用者が安心して過ごせる環境をつくっておられます。これは、職員が子どもの背景を理解した上で受け止め、丁寧に接しておられる結果だと思われます。
- 利用者も職員を信頼している様子が事前のアンケートや当日のヒアリングから感じることができました。
- 快適でゆとりのある住環境と職員のチームワークの良さからくる温かい雰囲気があり、シェルターがとても居心地の良い場となっていました。
- 利用者の通学を保障することができており、外出についても同伴で機会をつくっておられることは優れた取り組みだと考えます。
- 今年度から4人体制となり、二人勤務を実現できていることは職員にとっても安心感につながるものであり、勤務環境として大いに評価できます。
- 日々の支援では個々の特性に応じた支援が工夫されており、職員研修やスーパーバイズ、関係機関も含めたケース検討会なども重層的に行われています。子どもの支援に対して常にチームとしての対応力の向上と職員のレベルアップが組織的に意識されており、高く評価できます。理事である医師がスーパーバイザーをされていることは当団体の強みだと感じます。
- 関係者会議やケース会議前には必ず子どもの意向を聴いていることや、ケース会議への子どもの参加を実施していることは高く評価できます。
- 多様な関係機関との連携関係を構築し、利用者への継続的な支援につなげておられます。事前アンケートの児童相談所の評価も高く、関係機関から信頼されていることの証左だと思います。
- 当該法人は、シェルター運営だけでなく、自立援助ホームや岡山市の委託によりアフターケア事業所を運営し、自法人の退所者だけでなく他の施設のアフターケアを担うなど、地域の社会的養護の中でしっかりと役割を担っていると考えられ高く評価したいと思います。
- 安全相談室を設置して、利用者と職員からの相談に対応できる体制が構築され、職員の心理的安全性の確保も図っておられる点は高く評価できます。

【改善が必要と思われる点】

- 子どもや若者へシェルターの情報が充分届いていない状況が否定できず、法人としても課題として検討して来年からの相談体制を構築するとのことであり、来年度以降の体制充実が期待されます。
- ボランティアのかかわりを増やすことで、利用者にとって多様な人とのつながりを実現でき、また職員の負担軽減にもつながると思われます。ボランティアの活用について検討されることを期待します。
- 個人情報に関する協定を自治体との間で交わすことで安定的な運営をさらに進めることができると考えますので検討いただきたいと思います。
- 「シェルター利用のルールについて」が決まり事中心の内容となっている印象です。子どもの権利を守るというメッセージをより強く出せるとよいと感じます。またフリガナを振るなどわかりやすい内容とする工夫が必要だと感じます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	個々の職員の利用者に向き合う姿勢に真摯さと丁寧さを感じました。チームとしてもよく話し合いながら運営を進めておられると感じます。このチームワークを維持しながら、さらにそれぞれの職員の強みを活かしつつ、より良い支援のあり方を協議して進めていただきたいと期待します。相互に補完し合ったり、研鑽し合いながら取り組みの向上を図っていただきたいと思います。
法人	○コタンの担い手確保について、弁護士会のリストはあるものの実際の受任者が限られるという課題があります。コタン活動の経験交流や学習会等を弁護士会と共催し、未経験の弁護士にも参加を呼びかけるなど、コタン活動の魅力ややり甲斐を伝える取組みを通じて弁護士会との連携の持続・強化を図ってはどうか。 ○シェルターを含む複数の事業間の相互理解がさらに進むとよいと考えます。具体的な取組みとして、事業ごとの目的、意義、役割、支援方法等の違いを知るための職員研修、交流、事業間での職員異動などをさらに充実させるとよいと思います。
児童相談所	個人情報に関するシェルターとの協定を結ぶことを検討してください。
認可自治体	個人情報に関するシェルターとの協定を児童相談所が結ぶように自治体として検討してください。
国	全国の子どもシェルターが抱える課題を整理し、制度や運用の改善を図るための子どもシェルター全国ネットワーク会議との定期協議の機会を設置し、協議結果に基づき改善を図ることを求めます。
全国ネット	シェルター職員の研修の場が少なく、シェルター職員同士の交流も活発ではないため、シェルター相互間の研修や交流の場を積極的に設けるため検討をお願いします。

第Ⅰ部 役割と利用者

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価できる点】 ○シェルターの利用希望があった場合、入居は基本的に断らないとの姿勢で運営されており、緊急要請にも対応してきているようです。 ○受け入れについては行政や児童相談所からの信頼も厚いようで、利用実績が規定に満たない状況（昨年度利用者8名）でも最近は暫定定員になることはなく、運営状況を理解してもらっているとのことでした。当該法人は、シェルター運営だけでなく、自立援助ホームや岡山市の委託によりアフターケア事業所を運営し、自法人の退所者だけでなく他の施設のアフターケアを担うなど、地域の社会的養護の中でしっかりと役割を担っている状況もうかがえました。 【改善が必要と思われる点】 ○入居に関する相談は児童相談所や学校関係者等の支援者からのものが中心で当事者からのものが少ないとのことで、弁護士会との役割分担や、相談窓口の在り方・広報については改善点として挙げることができます。必要としている子どもたちにいかに情報を届けるか、このことは法人としても課題と考えているとのことで、来年度カードの配布や相談を受けるスタッフの配置などが検討されていました。来年度の改善が期待されます。 ○利用相談については、まず事務局が相談を受け付け、副理事長が相談内容を確認してまとめたうえで理事長とホーム長に協議する流れとなっていました。副理事長の負担が大きいように感じられました。このことについても、来年度の改善の中で相談スタッフの拡充などを期待します。	

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No. 1	子どもシェルターの利用が必要な子どもを積極的に受け入れているか。	A
No. 2	緊急の入居に対応しているか。	A
No. 3	避難施設としての安全性を確保しているか。	A
No. 4	入居に関する相談窓口を設置しているか。	B

第Ⅱ部 権利擁護

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価できる点】 ○利用者アンケートでの評価が高く、利用者ヒアリングでも高評価でした。利用者からは、背景をよく理解して子どもを責めずに受け止めてもらえている、安心できているという声や、職員から将来のことよりも今どうしたいかを聴いてもらえる、携帯が所持できないことなどの制限についてはきちんと説明があり理由が納得できた、等の声も聴かれました。安心できる環境下で大人から現状の自分を肯定してもらえると感じられる関わりを提供できていると評価します。 ○ケース会議前には必ず利用者の意向が聴かれ、ケース会議に利用者が参加することも保障できていることは高く評価できます。 ○安全相談室が初期の頃から構築され、理事であり「トラウマのない社会」を使命に掲げている精神科医が室長を担い、利用者にとっても職員にとっても相談できる安心な場になっており、その取組みは特筆に値します。 ○法人研修・事例検討が重層的に行われており、十分活用されている状況がうかがわれます。 【改善が必要と思われる点】 ○「シェルター利用のルールについて」は、きまりや禁止事項を中心に記載されており、子どもの権利擁護の観点からシェルターが提供できる支援内容等、子どもを歓迎し子どもの権利を守る場であることが伝わるようなポジティブな記載へ改善されることが望ましいと考えます。法人としても問題意識を持っており改善を今後検討されるとのことでした。記載の見直しに当たっては子どもの参画を得て子どもの意見を反映させることを望みます。 ○安全相談室の活用について、ヒアリングからは職員による利用は十分とうかがわれた一方、利用者自身による利用状況は不明であり、利用実績の集計もしていないとのことでした。活用しやすいという観点から、活用実績の把握や相談方法の検討（現行は子どもからのショートメッセージか電子メールの送信ですが、アウトリーチによる聴取りの余地など）も必要と思われます。なお、ヒアリングした子どもは、そのような相談窓口の存在自体は職員から説明を受け知っている、と述べていました。	

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No. 5	子どもの権利擁護の理念を基本方針で定めている。	A
No. 6	子どもに受容的、支持的な態度で接している。	S
No. 7	子どもに関わる全ての事項について、子どもの意見表明の機会を保障し、その意見を尊重し、その最善の利益を第一に考慮している。	A
No. 8	あらゆる差別的な扱いが禁止され、入居者の実質的な平等が保障されている。	A

No. 9	日常的な支援活動において、権利擁護が図られている。	A
No. 10	権利の制限や制約は必要最小限であり、子どもの理解が得られている。	A
No. 11	子どもの情報共有と秘密の保持が適切になされている。	A
No. 12	子どもへの不適切な行為の予防措置及び救済措置がある。	S

第Ⅲ部 具体的支援活動

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価できる点】 ○快適でゆとりのある住環境と職員のチームワークの良さからくる温かい雰囲気、とても居心地の良い場となっていました。各居室も広くりビングには大きなぬいぐるみが置かれ、利用者はソファやダイニングで思い思いにくつろいでいました。 ○生活の場としての支援を大切にされており、日々の食事もおいしいと評価が高く、学習の機会保障について、送迎を含めて通学支援を行っていることは特筆すべきことかと思われます。余暇活動についても、イベントとして行事を行うというより、利用者の要望に応じて生活の中で季節を感じることや利用者自身がやりたいことを自由に行っているとのことでした。 ○多くの課題を持つ利用者ですが、個々の特性に応じた支援が工夫されており、利用者も職員を信頼している様子が事前のアンケートや当日のヒアリングから感じることができました。 ○特に利用者の支援にあたっては、法人としての職員研修やスーパーバイズ、関係機関も含めたケース検討会などを重層的に行っており、常にチームとしての対応力の向上と職員のレベルアップが組織的に意識されており大きく評価できる取り組みといえます。 【改善が必要と思われる点】 ○居心地もよく快適な家ではありますが、居室が3室しかなく、個室提供を考えると面談室を利用したとしても最大4人までしか受け入れられません。定員6人を考えると気になることです（行政からの理解は得ているとのことですが）。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 13	快適で、家庭的で、プライバシーを守ることのできる住環境を維持している。	A
No. 14	食卓がコミュニケーションの場として機能し、子どもの健康が守られる食生活が維持されている。	A
No. 15	着替えを持たずに入居する子どもの衣類が準備され、選択できるようにしている。	A
No. 16	子どもの間にトラブルが生じた場合には、適切な対応をとっている。	A
No. 17	子どもの今後の自立につながる支援を行っている。	A
No. 18	子どもの余暇が適切に保障されている。	A
No. 19	可能な限り、子どもの学習の機会を保障している。	S
No. 20	危急の状況にある子どもの心身の健康の維持、回復のため、必要な支援を行っている。	A
No. 21	セクシュアリティや性感染症、妊娠出産などに関する知識、情報を適切に提供している。	A

No. 22	危険物の管理を徹底している。	A
No. 23	預かり品の管理を適切に行っている。	A
No. 24	子どもへの心理的ケアが適切に行われている。	S

第Ⅳ部 子どもを真ん中に据えたチームによる支援

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価できる点】 ○児童相談所の事前アンケートでは、「子どもに受容的態度で接している」、「子どもの意見を代弁してもらえる」、「子どもの意向を考慮した支援をしている」、「短期間で子どもとの関係づくりができています」など高い評価を受けています。また、「関係機関に無理な要求をせず、実行可能な建設的協議ができる」といった評価も受けており、関係機関との良好な連携関係が見て取れます。 ○上記に見られるように、法人としての理念や子ども支援の考え方は関係機関に良く伝わっているものと思われます。また、関係機関と対等な関係性で協議ができていますものと思われます。 ○法人内部での事例検討の場に、児童相談所職員や学校の教員・スクールソーシャルワーカーが参加しているとのことであり、支援関係者とともに検討することができていることは高く評価できます。 ○理事である医師の協力のもと、医療機関との連携が可能となっており、またその医師はスーパーバイザーとしても関与していることから、心理的なケアを充実させるうえでも良い連携関係が構築できていると考えます。 ○関係者会議やケース会議の前には子どもの意向を確認されており、ケース会議に子どもができるだけ参加するようにしておられることは、子どもの意向尊重の上で評価できます。 【改善が必要と思われる点】 ○児童相談所と連携する上では、個人情報の取り扱いを始めとして、一時保護委託の依頼の仕方など、組織間で考え方を整理して規定することが必要と思われます。そのために、自治体との間で協定を結び、安定した連携関係を構築する必要があると考えます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No. 25	子どもシェルターの理念と役割が、職員、子ども担当弁護士のほか、児童相談所や市町村などの行政機関、福祉、医療、心理、教育、司法など各分野の専門機関、地域の民間団体など（以下、「支援者」という。）の間に共有されている。	A
No. 26	連携先の情報が整理され、職員間で共有されている。	A
No. 27	支援者間で、対等な関係が構築されている。	A
No. 28	子ども担当弁護士と連携し、協働している。	A
No. 29	医療機関等と連携している。	A
No. 30	ケース会議を開催し、子どもの意見を尊重して、課題や方針を協議している。	A
No. 31	退居後の継続的な支援につなげている。	S

第Ⅴ部 組織運営

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価できる点】 ○法人の運営規程が整備され、改めて法人の理念を関係者で共有することの重要性を意識し、法人として基本姿勢を組織的に見直し、常により良い活動を目指していく姿勢があります。 ○職員がLINEでよく情報共有しており、ホーム長にすぐに相談できる体制がとられています。人員増に伴い複数名勤務が実現できており、職員の負担軽減や職員間の対話につながっています。 ○安全相談室が職員にとっての安心を保障する場になっていることは高く評価できます。 ○法人内研修、特に事例検討の充実は素晴らしいです。外部の関係者（児童相談所、コタン、学校の教員やSSW等）を交えた各事業の持ち回りでの事例検討会が定期的に開催されているとのことで、職員の資質向上や相互理解につながる非常に良い取組みと高く評価します。 ○法人からは他のシェルターとの経験交流の機会を求める声がありました（そのような機会の提供は、子どもシェルター全国ネットワーク会議としての課題でもあります。）。中国四国地方にある他の法人との交流の機会を持たれたとのことで、地方ブロックでの交流の先駆けの意義があります。 【改善が必要と思われる点】 ○ボランティアによる運営への関与を検討いただくことによって、職員のさらなる負担軽減や社会に開かれた運営に資することを期待します。ボランティア対応の職員負担や、異なる大人が大勢出入りすることを苦手とする子どもの存在等、消極事情があるとしても、子どもへの対応にボランティアを関与させないと一律に決めなくてよいと思います。 ○モモタン（入所した子どもに対応する法人側の担当理事）は理事長が事実上お一人で対応しているとのことでした。活動の持続可能性の観点からは、他の理事にも適切に分担していただくのが望ましいと考えます。同様に、専務理事（副理事長）の業務負担も大きいと思われ、専務体制の継続可能性の検討が必要と考えます。 ○コタンの担い手確保について、弁護士会のリストはあるものの実際の受任者が限られるという課題があり、担い手の増員が求められます。コタン活動の経験交流や学習会等を弁護士会と共催し、未経験の弁護士にも参加を呼びかけるなど、コタン活動の成功事例、魅力ややり甲斐を伝える取組みを通じて弁護士会との連携の持続・強化を図ってはいかがでしょうか。 ○法人が取り組む事業ごとの収支の差が職員間の意見の相違やあつれきの元になる場合があるとのことでした。シェルターを含む複数の事業間の相互理解がさらに進むとよいと考えます。具体的な取組みとして、事業ごとの目的、意義、役割、支援方法等の違いを知るための職員研修、交流、事業間での職員異動などをさらに充実させられると良いと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No. 32	法人の理念や基本方針が、法人関係者間で共有され、これらに基づく事業計画に従って、事業が運営されている。	A
No. 33	法人の組織運営に弁護士が適切に関与している。	A
No. 34	多職種の専門家と適切に連携している。	A
No. 35	法人関係者が、互いに尊重し合い、対等で、風通しのよい関係を構築している。	A
No. 36	ボランティアなどの養成や受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を整えている。	B
No. 37	子どもシェルターや事務局運営のために十分な職員を確保し、働きやすい環境を整えて定着を図っている。	A
No. 38	ハラスメントを防止し、苦情相談窓口を設置している。	S
No. 39	職員の心身の健康に留意し、配慮している。	A
No. 40	職員一人ひとりが、自律的、主体的に職務にあたり、チームとしての専門的な支援が実現している。	A
No. 41	法人が、事業全般について、公正かつ高い透明性をもって運営されている。	A
No. 42	子どもの安全・安心な生活を確保している。	A
No. 43	支援の質の向上に努めている。	S
No. 44	個人情報に関する記録を適正に管理している。	A